

平成20年度福岡県知事指定 建築士事務所の管理講習会见合わせのお知らせ

『建築士事務所の管理講習会』

(社)福岡県建築士事務所協会では、福岡県建築士を対象とする講習の指定に関する要綱に基づき、福岡県知事指定を受け、建築士事務所の管理建築士等を対象とした「建築士事務所の管理講習会」を毎年定期的実施してきたところです。

『管理建築士資格取得講習』

平成20年11月28日に施行される改正建築士法により、「管理建築士資格取得講習」が創設され、建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年間の実績を積んだ後、この法定講習受講が必要となります。

なお、法施行時点ですでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方については、法施行から3年以内に(設計等の実務を3年以上経験した後に)受講すればよいこととなります。

法施行前に実施される「みなし管理建築士資格取得講習」については、福岡県では本年9月18日、10月10日、11月7日、11月26日の4回実施する予定です。

「管理建築士資格取得講習」の内容は、建築士法その他関係法令と建築士事務所の経営管理、受託業務の管理、業務に関する苦情と紛争の予防から構成されており、従来知事指定を受けて実施していた「建築士事務所の管理講習会」と内容が重なるものがあります。

また、両講習名称が似かよって混同される恐れがあることや受講対象者も重複することなどから、平成20年度の福岡県知事指定「建築士事務所の管理講習会」は、見合わせる事になりましたのでお知らせします。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回の建築士法の改正に伴い、福岡県における建築士事務所登録の申請、更新時の知事指定講習受講証明書等の添付は不要となることも申し添えます。

(社)福岡県建築士事務所協会